

長野県環境審議会公募委員募集要項（NPO 法人等関係）

長野県環境部環境政策課

1 趣 旨

長野県環境審議会は、長野県環境基本条例により設置された、環境保全に関する重要事項を審議する組織です。この審議会で、環境に関する活動を行う NPO 法人等の団体での活動を通して得た知見等を、本県の環境行政に反映させていただくため、「長野県環境審議会」の委員を公募します。

2 募集人数 2名

3 応募資格 次の条件を満たす方とします。

- (1) 県内に居住する方で、平成22年4月1日現在で満20歳以上の方
- (2) 長野県の環境問題について関心をもち、環境に関する活動を行う(3)のNPO法人等の団体での活動を通して得た知見等により今後の本県の環境施策について意見を述べるができる方
- (3) 5年以上環境に関する活動を行っているNPO法人等の団体に所属し、その団体の推薦を受けた方
- (4) 年5回程度開催される審議会に出席できる方

4 任 期 2年間（平成22年11月からの予定）

5 応募方法

- (1) 申込書に必要事項を記入し、「NPO法人等の団体での活動経験を通して思う長野県の環境に関する課題と提案」をテーマとする小論文（1,500字以内。原稿用紙等をお使いください。）及び所属するNPO法人等の団体の推薦書を添えてお申し込みください。
- (2) 郵送による場合は、募集期間最終日の消印有効とします。
- (3) 提出いただいた書類は返却いたしません。

6 募集期間 平成22年10月6日（水）から10月20日（水）まで

7 選考方法

- (1) 書類選考及び面接により委員を決定いたします。
- (2) 面接は、書類選考で選ばれた方を対象に行います。
- (3) 書類選考の結果は、10月下旬（予定）に応募者に通知します。

8 応募先・問い合わせ先

〒380-8570（住所記入不要）長野県環境部環境政策課総務係

電 話 026-235-7171、F A X 026-235-7491、電子メール kankyo@pref.nagano.lg.jp

9 その他

- (1) 審議会は原則として公開で行いますので、委員としての意見は公表されます。
- (2) 委員には、長野県の規定に基づいて報酬及び旅費が支給されます。
- (3) 申込書等の個人情報、選考の目的のみに使用します。また、長野県個人情報保護条例に基づき適切に取り扱います。